

答申第 812 号

諮問第 1341 号

件名：後援名義申請資料等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 1 欄に掲げる文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、同表の 2 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して一部開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 10 月 29 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 11 月 12 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 別表の 1 欄に掲げる請求 1（以下「請求 1」という。同欄に掲げる請求 2 も同様とする。）について

開示請求に係る全部の行政文書が特定されていない。

イ 請求 2 について

開示請求に係る文書の全部が特定されていない。

3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、2 件の一部開示決定に対し、それぞれ異議申立てを提起しているが、いずれの異議申立ても、請求内容、異議申立ての内容等が類似しており、相互に関連性が深いことから、実施機関は、これら 2 件の異議申立てを併合することとしたものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を特定して一部開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

ア 別表の 2 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同欄に掲げる文

書 2 以下も同様とする。) について

当該文書は、平成 24 年開催の中国文化を紹介する行事における後援名義の使用の承認申請が主催者からあったため、後援する旨を主催者に通知するに当たり平成 23 年 6 月 3 日付けで起案された文書であり、起案用紙、通知案及び申請書で構成されている。

申請書は、主催者が後援名義の使用を知事宛てに依頼した文書であり、行事名、行事の目的、行事の内容、後援名義の使用方法等が記載されており、事業計画書、収支予算書、開催要項、役員名簿及び平成 23 年開催時のチラシが添付されている。

このうち不開示とした部分は、団体の印影である。

イ 文書 2 について

当該文書は、愛知県が後援した平成 25 年開催の中国文化を紹介する行事の実施結果の報告が主催者からあったため、平成 25 年 4 月 15 日付けで供覧された文書であり、供覧用紙及び事業実施報告書で構成されている。

事業実施報告書は、主催者が知事宛てに報告した文書であり、行事名、実施事業内容等が記載されており、収支計算書、実施報告書及びチラシが添付されている。

このうち不開示とした部分は、個人の署名及び印影並びに団体の印影である。

ウ 文書 3 について

当該文書は、愛知県が後援した平成 26 年開催の中国文化を紹介する行事の実施結果の報告が主催者からあったため、平成 26 年 4 月 8 日付けで供覧された文書であり、供覧用紙及び事業実施報告書で構成されている。

事業実施報告書は、主催者が知事宛てに報告した文書であり、行事名、実施事業内容等が記載されており、収支計算書、実施報告書及びチラシが添付されている。

このうち不開示とした部分は、個人の署名及び印影並びに団体の印影である。

エ 文書 4 について

当該文書は、平成 27 年開催の中国文化を紹介する行事における後援名義の使用の承認申請が主催者からあったため、後援する旨を主催者に通知するに当たり平成 26 年 4 月 18 日付けで起案された文書であり、起案用紙、通知案及び申請書で構成されている。

申請書は、主催者が後援名義の使用を知事宛てに依頼した文書であり、行事名、行事の目的、行事の内容、後援名義の使用方法等が記載されており、収支予算書、役員名簿及び平成 26 年開催時のチラシが添付

されている。

このうち不開示とした部分は、団体の印影である。

オ 文書 5 について

当該文書は、平成 23 年開催の日本文化を紹介する行事における後援名義の使用の承認申請が主催者からあったため、後援する旨を主催者に通知するに当たり平成 23 年 9 月 6 日付けで起案された文書であり、起案用紙、通知案及び申請書で構成されている。

申請書は、主催者が後援名義の使用を知事宛てに依頼した文書であり、行事名、行事の目的、行事の内容、後援名義の使用方法等が記載されており、収支予算書及び開催要項が添付されている。

このうち不開示とした部分は、個人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日及び職歴並びに団体の印影である。

カ 文書 6 について

当該文書は、平成 24 年開催の日本文化を紹介する行事における後援名義の使用の承認申請が主催者からあったため、後援する旨を主催者に通知するに当たり平成 24 年 9 月 3 日付けで起案された文書であり、起案用紙、通知案及び申請書で構成されている。

申請書は、主催者が後援名義の使用を知事宛てに依頼した文書であり、行事名、行事の目的、行事の内容、後援名義の使用方法等が記載されており、開催要項が添付されている。

このうち不開示とした部分は、個人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日及び職歴並びに団体の印影である。

キ 文書 7 について

当該文書は、平成 25 年開催の日本文化を紹介する行事における後援名義の使用の承認申請が主催者からあったため、後援する旨を主催者に通知するに当たり平成 25 年 8 月 26 日付けで起案された文書であり、起案用紙、通知案及び申請書で構成されている。

申請書は、主催者が後援名義の使用を知事宛てに依頼した文書であり、行事名、行事の目的、行事の内容、後援名義の使用方法等が記載されており、収支予算書及び開催要項が添付されている。

このうち不開示とした部分は、個人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日及び職歴並びに団体の印影である。

ク 文書 8 について

当該文書は、平成 26 年開催の日本文化を紹介する行事における後援名義の使用の承認申請が主催者からあったため、後援する旨を主催者に通知するに当たり平成 26 年 9 月 1 日付けで起案された文書であり、起案用紙、通知案及び申請書で構成されている。

申請書は、主催者が後援名義の使用を知事宛てに依頼した文書であ

り、行事名、行事の目的、行事の内容、後援名義の使用方法等が記載されており、予算書及び開催要項が添付されている。

このうち不開示とした部分は、個人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日及び職歴並びに団体の印影である。

(2) 本件行政文書の特定について

異議申立書における異議申立ての趣旨及び理由によれば、開示請求に係る文書の全部が特定されていない旨が記載されており、不開示情報該当性については記載されていない。よって、不開示情報該当性については異議申立ての対象外と解されることから、以下では、文書特定について述べる。

ア 文書 1 から文書 4 までに係る開示請求の内容は、「国際課に対する開示請求 中国の文化が記載されている文書」というものであり、開示請求のあった平成 26 年 10 月 29 日時点において愛知県地域振興部国際課（当時。以下「国際課」という。）の職員が職務上作成又は取得し、組織的に用いるものとして管理している文書のうち、中国の文化の説明が記載されている文書を求めるものと解した。

文書 5 から文書 8 までに係る開示請求の内容は、「国際課に対する開示請求 日本の文化が記載されている文書」というものであり、開示請求のあった平成 26 年 10 月 29 日時点において国際課の職員が職務上作成又は取得し、組織的に用いるものとして管理している文書のうち、日本の文化の説明が記載されている文書を求めるものと解した。

イ 平成 26 年度当時の国際課の事務分掌は、愛知県行政組織規則（昭和 39 年愛知県規則第 21 号）の規定により、「国際化の推進に関する施策の総合的な企画調整に関すること。」、「国際交流事業に関すること（他の部局及び課の事務分掌事項を除く。）」、「外国公館等との連絡折衝その他渉外に関すること。」、「多文化共生社会の形成に関する施策の総合的な企画調整に関すること。」及び「多文化共生推進事業に関すること（他の部局及び課の事務分掌事項を除く。）」と定められていたが、これらの業務に関連して、国際課の職員が職務上作成又は取得し、組織的に用いるものとして管理している文書のうち、中国及び日本の文化の説明が記載されている文書は、前記(1)で述べた文書のみであった。

ウ 文書 1 から文書 4 までは、前記(1)で述べたとおり、中国文化の理解を促進する行事に係る文書であり、行事案内ちらしに中国伝統の旧正月「春節」にまつわる中国文化の説明が記載されている。

文書 5 から文書 8 までは、前記(1)で述べたとおり、米国で日本文化を紹介する行事に係る文書であり、行事開催資料に「衣紋道^{えもんどう}」、「結婚活動」、「和菓子」及び「煎茶道」にまつわる日本文化の説明が記載されている。

よって、「中国の文化が記載されている文書」の開示請求に対しては

文書 1 から文書 4 までを、「日本の文化が記載されている文書」の開示請求に対しては文書 5 から文書 8 までを特定した。

5 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件開示請求の内容は、別表の 1 欄のとおりであり、実施機関は、前記 4(2)で述べた理由により、請求 1 については文書 1 から文書 4 までを、請求 2 については文書 5 から文書 8 までを特定したとのことである。

そして、実施機関は、異議申立書に記載された異議申立ての趣旨及び理由によれば、本件行政文書の不開示情報該当性については異議申立ての対象とはなっていないと解釈したとのことである。

この実施機関の解釈については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されているところ、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたが異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答がなかったことからすれば、実施機関の解釈に誤りはないものと認められる。

よって、以下では、実施機関が行った文書特定に誤りがあるか否かを検討することとする。

(3) 本件行政文書の特定について

ア 本件行政文書は、中国又は日本の文化を紹介する行事における愛知県の後援名義の使用について、当該行事の主催者から国際課に提出された承認申請及び実施報告に係る文書である。

当審査会において実施機関に確認したところによれば、国際課の職員が職務上作成又は取得し、組織的に用いるものとして管理している文書のうち、中国又は日本の文化の説明が記載されている文書は、探索したところ、本件行政文書のみであったとのことである。

イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、文書 1 から文書 4 までには、主催者から提出された行事案内ちらし中に、中国の春節についての説明が記載されていることが認められた。また、文書 5 から文書 8 までには、主催者から提出された行事開催資料中に、日本の文化を紹介

介する行事のテーマとして取り上げられた^え衣紋道「十二^{ひとえ}単 着 装」、日本の結婚についての歴史、和菓子又は煎茶道についての説明が記載されていることが認められた。

さらに、これらの文書は、それぞれ 3 年保存の「後援名義」のファイル（簿冊）で管理されていることが認められ、実施機関が文書の探索も行っていることからすれば、本件行政文書以外に請求対象文書が存在しないとする実施機関の説明を覆す特段の事情もうかがわれない。

ウ なお、異議申立人は、異議申立書において、開示請求に係る文書の全部が特定されていない旨主張しているが、その具体的な理由についての記載はなく、他に特定すべき文書の存在を推認させる事情もうかがわれない。

エ 以上のことから、本件開示請求に対し、実施機関が本件行政文書を特定したことに誤りはないものと認められる。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 開示請求の内容	2 行政文書の名称
請求 1 国際課に対する開示請求 中国の文化が記載されている文書	文書 1 「第 6 回名古屋中国春節祭」の後援名義申請資料 文書 2 「第 7 回名古屋中国春節祭」の後援事業結果報告資料 文書 3 「第八回名古屋中国春節祭」の後援事業結果報告資料 文書 4 「第 9 回名古屋中国春節祭」の後援名義申請資料
請求 2 国際課に対する開示請求 日本の文化が記載されている文書	文書 5 「EXPLORE JAPAN 2011」の後援名義申請資料 文書 6 「EXPLORE JAPAN 2012」の後援名義申請資料 文書 7 「2013 日本文化紹介行事 和菓子講座」の後援名義申請資料 文書 8 「2014 日本文化紹介行事 煎茶講座」の後援名義申請資料

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 1. 7	諮問
28. 2. 29	実施機関から不開示理由説明書を受理
28. 3. 2	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 7. 11 (第493回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 8. 25 (第497回審査会)	審議
28. 9. 15 (第499回審査会)	審議
28. 11. 24	答申